

一般社団法人兵庫県理学療法士会
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県理学療法士会の役員に支給する報酬（以下「役員報酬」という。）に関することを定めることにより、その適正かつ公正な支給を期すことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に定める役員のうち会長、副会長、常任理事、理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費及び手数料等の経費をいう。

(役員報酬等の種別)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として役員報酬を支給できる。

- 2 非常勤役員には、職務執行の対価として役員報酬を支給できる。
- 3 常勤役員報酬は年額、非常勤役員報酬は月額とし、賞与は支給しない。
- 4 使用人兼務役員の役員報酬は、使用人給与に区分して支給する。
- 5 役員報酬は、受給者の申し出により辞退する事ができる。

(役員報酬等の額)

第4条 役員報酬の額は、別表に掲げる通りとし、別表の範囲内で理事会の決議により決定する。また、非常勤役員報酬は職位等に応じた月額報酬とする。

2 月の途中で役員に就任又は退任した場合の役員報酬は、日割り計算により算出して得た額とする。

(組織調整委員会)

第5条 組織調整委員会は、理事会の委託を受け、役員勤務形態に応じた報酬等の額・勤務条件等について答申する。

(役員報酬等の支給日)

第6条 役員報酬は、月割り額を毎月25日（当該支払日が休日の場合は、その前日）に支給する。

2 任期途中で退任した役員に対する役員報酬等は、退任の日から起算して30日以内に支給する。

3 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振込む方法により支給する。

(退任慰労金)

第7条 常勤役員（会長、副会長、常務理事、監事に限る）が退任し、最終的にその地位を離れた場合の退任慰労金は支給しない。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって役員報酬の支給の基準として公表するものとする。

(常勤役員の報酬等以外の処遇)

第9条 役員報酬以外の処遇については、次の通りとする。

(1) 常勤役員の通勤手当は月額2万円を上限とし、電車その他の交通機関を使用する者に往復の実費を支給する。

(2) 出張にあっては、交通費及び宿泊費の実費を旅費請求書により精算することとする。

(3) 常勤役員は毎年1回、健康診断を実施し、これに要する経費は本会が負担する。

(規程の改廃)

第10条 この規程を改廃する場合は、総会の承認を受けて行わなければならない。

附則

1 一般社団法人兵庫県理学療法士会 職員就業規程 第5条に基づき、最初に職員が採用された後の引継ぎ期間（概ね1年）以後、常勤役員は置かないものとする。

2 この規程は、令和5年7月9日より施行する。

別表 役員報酬額一覧表

役職名	常勤役員報酬額 (上限)	非常勤役員報酬額
会長	800万円/年	3万円/月
副会長	700万円/年	なし
常務理事	600万円/年	なし
理事	600万円/年	なし
監事	600万円/年	なし